

豊かな心を 育てるために



ハンセン病関係実践資料集

熊本県教育委員会

※使用された表現や用語等は平成15年度当時のものであり、指導に当たっては、熊本県人権教育・啓発基本計画を踏まえ、「ハンセン病患者等」ではなく、「ハンセン病回復者等」の表現を使用するようお願いいたします。

はじめに

熊本県教育委員会は、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、教育の果たす役割の重要性を深く認識し、すべての学校、すべての地域で積極的に人権教育を推進しています。

その具体的取組として、例年人権教育推進資料集を作成していますが、今年度は、人権問題の重要課題の一つであり、本県に関わりの深い「ハンセン病問題」についての資料集の作成を進めて参りました。

この資料集は、学校において、ハンセン病についての正しい知識を習得し、差別意識を解消していくことが大切であることをふまえ、そのための授業実践例や参考資料等で構成されています。

作成に当たっては、県内の10名の編集委員による授業実践をもとに検討を重ねたうえで実践例として示し、さらに資料掲載については関係諸機関のご協力、ご助言をいただきました。

各学校におかれましては、ハンセン病に対する差別と偏見をなくすとともに、あらゆる人権問題の解決のために、これまで作成しました人権教育推進資料と併せて活用し、人権教育として実践の充実を図られることを願うものです。

平成16年3月

熊本県教育委員会

活用にあたって

本実践資料集は、ハンセン病に関する正しい知識を習得し理解を深めることにより、あらゆる人権問題について、不合理な差別や偏見を見逃さず正しい判断により行動できる児童生徒の育成を目指し作成したものです。

各学年の実践事例については、すべての地域で学習が可能となるように配慮した指導例としました。特に、3つの視点別目標（医学から見るハンセン病、歴史から学ぶハンセン病、ハンセン病患者等の人権回復）を設け、ハンセン病に対して、正しく理解することを基本としています。

本実践資料集の活用にあたっては、あくまでも基本的な一例であることを認識し、各地域の特性及び学校の実態に即し、積極的に活用してください。

I 目標

小・中・高等学校の目標を系統的にとらえ示しています。

II 視点別目標等

医学から見るハンセン病、歴史から学ぶハンセン病、ハンセン病患者等の人権回復の3つの視点より、それぞれの目標と内容を示しています。特に、内容には、小・中・高等学校、それぞれの発達段階に応じて学習すべき要点を記載しています。

III 取組の具体化

実践例

＜指導目標＞

実態やねらいに応じ、指導計画を構想するときの参考にしてください。

＜指導計画＞

学習を進める上での指導に必要な内容を、視点別目標に即しながら示しています。また、そのときに活用できる資料についても記載しています。

《指導例》

題材 本指導例における題材名を示しています。

指導にあたって

本題材の指導にあたり、学習を進めていくうえでの指導の方向性や必要な留意事項を示しています。実際の指導にあたっては、このことをしっかり把握し、児童生徒が主体的に学習を進めることができるように配慮してください。

学習指導例

ここでは、目標、学習の流れ及び本授業において留意したい授業のポイントを示しています。

人権教育を推進する上で必要とされる「気づき→考え→行動化」の指導の手順に従い、授業の構成をしています。本展開は、あくまでも基本的な例です。各地域、各学校の実態に応じた学習を展開してください。

気づき…思い込みや決めつけなどによる予断と偏見のおかしさに気づく。

考 え…正しい知識を習得し、不合理な差別について考えを深める。

行動化…自分で判断し、行動していこうとする態度を育てる。

その他考えられる指導例

県内の小・中学校において、総合的な学習の時間を活用して行われた一例を記載しています。学校の実態に応じた取組が必要です。

関連資料

実践例における活用資料について記載しています。

※ 本資料は、「医学から見るハンセン病」「歴史から学ぶハンセン病」「ハンセン病患者等の人権回復」の3つの視点で学習が展開されるように配慮した指導資料集です。

その際、ハンセン病が治癒しているにもかかわらず、病気に対する誤った考え（偏見）を温存させるおそれのある「ハンセン病患者・元患者」という表現については、関係者の思いに配慮し、「ハンセン病患者等」で表現しています。

関連資料、参考資料においては、出典に即した表現を基本としています。

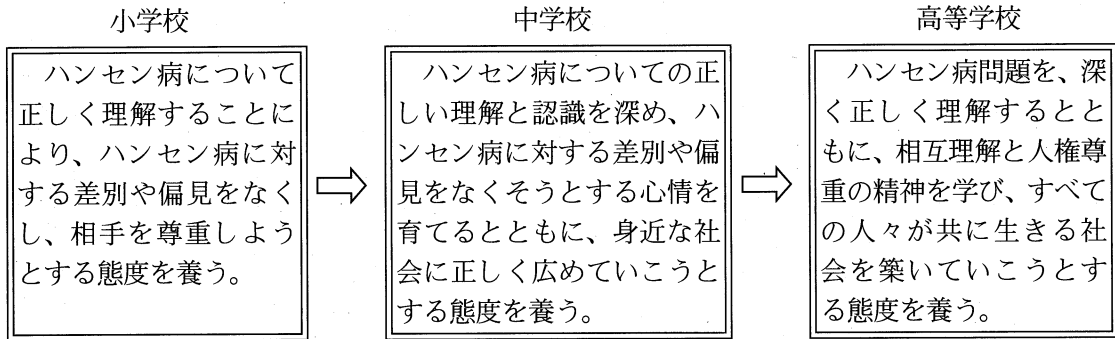
はじめに

活用にあたって

I 目標	6
II 視点別目標等	6
(1) 医学から見るハンセン病	6
(2) 歴史から学ぶハンセン病	6
(3) ハンセン病患者等の人権回復	7
III 取組の具体化	
小学校実践例	9
1 小学校第5学年	10
(1) 指導目標	10
(2) 指導計画	10
(3) 指導例	11
2 小学校第6学年	12
(1) 指導目標	12
(2) 指導計画	12
(3) 指導例	13
3 その他考えられる指導例	14
4 関連資料	15
① 「どうして、学校にきてはいけないのですか」	15
② ハンセン病患者等とその家族が受けてきた差別	16
③ ハンセン病について	17
④ ハンセン病の主な歴史〈6年生児童用年表作成例〉	18
⑤ ハンセン病の主な歴史〈教師用〉	19
⑥ 「らい予防法」と隔離政策	20
⑦ 現在の菊池恵楓園	21
⑧ くらしをよくするために　－菊池恵楓園－	22
⑨ わたしたちにできること	23
中学校実践例	25
1 中学校第1学年	26
(1) 指導目標	26
(2) 指導計画	26
(3) 指導例	27
2 中学校第2学年	28
(1) 指導目標	28

(2) 指導計画	28
(3) 指導例	29
3 中学校第3学年	30
(1) 指導目標	30
(2) 指導計画	30
(3) 指導例	31
4 その他考えられる指導例	32
5 関連資料	34
① 「正太郎へ」	34
② “お召し列車”	35
③ 大きな人生被害に立ち向かって	36
④ 菊池恵楓園の自治会活動	37
⑤ こころの声	39
高等学校実践例	41
1 高等学校第1学年	42
(1) 指導目標	42
(2) 指導計画	42
(3) 指導例	43
2 高等学校第2学年	44
(1) 指導目標	44
(2) 指導計画	44
(3) 指導例	45
3 高等学校第3学年	46
(1) 指導目標	46
(2) 指導計画	46
(3) 指導例	47
4 関連資料	48
① ハンセン病の医学的特性について	48
② ハンセン病における差別の背景	49
③ 療養所内での生活	50
④ 「らい予防法」における隔離政策の問題点	51
「らい予防法」廃止後の問題点	51

I 目 標



II 視点別目標等

(1) 医学から見るハンセン病

(目標) ハンセン病について正しい知識と理解を持つことができる。		
	目 標	内 容
小学校	○ ハンセン病について正しく理解することができる。	ア ハンセン病は感染力の極めて弱い病気であることを知る。 イ ハンセン病は遺伝病ではないことを知る。 ウ ハンセン病は治る病気であることを知る。 エ ハンセン病により外見上の変形が後遺症として残ることもあることを知る。
中学校	○ ハンセン病について正しい知識と理解を持つことができる。	ア ハンセン病は感染力が極めて弱い細菌による病気であり、遺伝しないことを理解する。 イ ハンセン病はすぐれた治療薬の開発により治るようになったことを知る。 ウ ハンセン病に対する誤解や偏見が差別を生んできたことを知る。 エ 世界のハンセン病に対する取組を知る。
高等学校	○ ハンセン病の医学的特性について学習し、ハンセン病治療の変遷を理解することができる。	ア ハンセン病の原因と症状及び感染・発症のしくみを理解する。 イ ハンセン病は適切な化学療法により治癒することを理解する。 ウ 外見の変形や病気への無知から社会の中に差別や偏見が生まれ、感染症として強制隔離されたことにより、さらに差別や偏見が助長されたことを知る。

(2) 歴史から学ぶハンセン病

(目標) ハンセン病に関する主な出来事を知るとともに、ハンセン病の歴史を通して差別の現実、解決に向けての取組を理解することができる。		
	目 標	内 容
小学校	○ ハンセン病の歴史を通して、差別の現実や解決に向けての取組を理解することができる。	ア ハンセン病に関する主な出来事について知る。 イ 「らい予防法」や隔離政策について知る。 ウ ハンセン病患者等が受けてきた人権侵害について知る。 エ 「らい予防法」の廃止を求める運動や待遇の改善を求める運動について知る。

中学校	○ ハンセン病に対する予断と偏見による差別のおかしさに気づくとともに、自分の回りにある差別をなくそうとすることができる。	ア ハンセン病の歴史を知る。 イ 「らい予防法」による隔離政策が社会の偏見、差別を助長したことを知り、すべての人権問題においても、正しい理解と判断による行動が大切であることを学ぶ。 ウ 国立療養所菊池恵楓園での生活から、差別の現実を理解させるとともに、懸命にしかもたくましく生きてきた入所者の姿に学ぶ。
高等学校	○ ハンセン病に対する差別や偏見の歴史とその構造をとらえるとともに、身近にある差別をなくそうと主体的に行動できる態度を身につけることができる。	ア ハンセン病に関する歴史を正しく理解する。 イ 菊池恵楓園、待労院、回春病院などの療養所での厳しい生活の中で、たくましく生きてきた患者の姿をとらえる。 ウ 強制隔離等に係わる事件を通して、当時のハンセン病に対する社会の認識を知ることにより、誤った知識が差別を助長させていくことを学ぶ。

(3) ハンセン病患者等の人権回復

(目標) ハンセン病患者等の人権回復のために、その家族を含めたそれぞれの人たちの気持ちに共感し、差別や偏見のない社会を作ろうとする態度を身につけることができる。		
	目 標	内 容
小学校	○ ハンセン病患者等が社会的に受けてきた差別や偏見を知り、その気持ちに共感するとともに、差別や偏見をなくしていこうとする態度を身につけることができる。	ア ハンセン病患者等やその家族が社会的に受けてきた差別や偏見について知る。 イ ハンセン病患者等やその家族の気持ちや思いにふれる。 ウ 差別や偏見をなくしていくために自分たちにできることを考える。
中学校	○ ハンセン病患者等やその家族が受けた差別の痛みや思いに共感するとともに、人権回復の取組について理解し、共に生活できる社会をつくらうとする態度を身につけることができる。	ア ハンセン病に対する予断と偏見という社会復帰を妨げる壁が今なお残っていることを知る。 イ ハンセン病患者等の人権回復の取組が続けられていることを知るとともに、社会の中でのあらゆる差別解消にむけて自分に何ができるか考える。 ウ 社会復帰への「道のり」を知る。 エ 日本だけでなく各国でハンセン病患者等の人たちと共に生きる取組が行われていることを知る。
高等学校	○ ハンセン病患者等やその家族が受けた差別の痛みや思いに共感し、すべての人々が共に生きる社会に必要な相互の理解と人権尊重の精神を学び、人権が共存する社会を築いていこうとする態度を身につけることができる。	ア ハンセン病患者等の思いをたどり、差別や偏見からの痛みや苦しみに共感する。 イ ハンセン病患者等の人権回復や社会復帰を目指した「道のり」を理解し、社会の構成員のひとりとして、自分に何ができるか考え行動しようとする。 ウ すべての人が共に社会の構成員として互いを尊重し合い共生できる社会を築いていこうとする態度を身につける。

高等学校

実践例

1 高等学校第1学年

(1) 指導目標

題 材	学 習 の ね ら い
ハンセン病とその歴史について	ハンセン病の医学的特性について学習すると同時に、差別や偏見の歴史とその構造をとらえ、正しい知識の習得が共生社会の第一歩であることを理解する。

(2) 指導計画

	学 習 内 容	時	資 料	視 点
ハンセン病とその歴史について	1 ハンセン病について学習する。 ・ハンセン病の原因や症状及び感染・発症のしくみと治療法について。	1	関連資料 ①②	(1)ーア (1)ーイ
	2 ハンセン病に対する差別や偏見の歴史について学習する。 ・病気の症状や感染症であることなどの恐怖から差別や偏見が生まれたことについて。 ・ハンセン病に関する歴史や事件と周囲の反応について。			(1)ーウ (2)ーア (2)ーウ (2)ーイ
	3 無知からくる差別や偏見の不合理性に気づき、正しく理解し行動していくことが日常生活に必要であることに気づく。			(3)ーア

● 関係する視点

(1) 医学から見るハンセン病

- ア ハンセン病の原因と症状及び感染・発症のしくみを理解する。
- イ ハンセン病は適切な化学療法により治癒することを理解する。
- ウ 外見の変形や病気への無知から社会の中に差別や偏見が生まれ、感染症として強制隔離されたことにより、さらに差別や偏見が助長されたことを知る。

(2) 歴史から学ぶハンセン病

- ア ハンセン病に関する歴史を正しく理解する。
- イ 菊池恵楓園、待労院、回春病院などの療養所での厳しい生活の中で、たくましく生きてきた患者の姿をとらえる。
- ウ 強制隔離等に係わる事件を通して、当時のハンセン病に対する社会の認識を知ることにより、誤った知識が差別を助長させていくことを学ぶ。

(3) ハンセン病患者等の人権回復

- ア ハンセン病患者等の思いをたどり、差別や偏見からの痛みや苦しみに共感する。

(3) 指導例

題 材	ハンセン病とその歴史について
-----	----------------

《指導に当たって》

豊かな人権感覚を育てていくために、ハンセン病問題についての歴史的事実を正しく理解し、差別や偏見を許さない人権尊重の態度を育てる。また、正しい知識の習得がすべての人々が共に生きる社会を目指すために欠かせないものであることに気づかせる。

《学習指導例》

目 標	ハンセン病の医学的特性と歴史について学習することにより、ハンセン病患者等やその家族に対する差別や偏見の歴史とその構造をとらえ、すべての人々が共に生きる社会を目指そうとする態度を身につける。
-----	--

	学 習 活 動	教 師 の 支 援	備 考
気づき	1 これまでのハンセン病学習を振り返る。	○ 人権問題としてのハンセン病問題をとらえさせる。	関連資料 ① 参考資料 P3, 4
	2 ハンセン病の医学的特性と治療薬の変遷について学習する。	○ ハンセン病の原因・症状・感染力・発症のしくみ・治療薬の開発など理解させる。 ○ 外見の変形、感染症、病気への無知から差別や偏見が生まれたことを確認させる。	
ハンセン病に対する差別や偏見を、歴史から考えよう。			
考え	3 国内におけるハンセン病の差別や偏見の歴史をたどる。 ・差別の原因は何か ・ハンセン病に関する事件への周囲の反応	○ 差別や偏見の背景を歴史や社会的事件を通して考えさせる。 ・ハンセン病患者等への差別の実態を歴史を通して知らせ、その差別の構造について考えさせる。	関連資料 ② 参考資料 P5～7
行動化	4 学習したことから、無知から起こる差別や偏見の不合理性に気づき、日常生活に生かすことを決意する。	○ ハンセン病問題学習を通して、原因や歴史的背景を正しく学ぶことで、他にも存在する差別や偏見を克服し、すべての人が共に生きる社会に必要な第一歩であることを理解させる。	

● 授業のポイント

事実に即し正しく理解していくことが、共に生きる社会を目指すための第一歩であることに気づかせる。

2 高等学校第2学年

(1) 指導目標

題 材	学 習 の ね ら い
ハンセン病患者等の人権回復への道のりについて	ハンセン病患者等が受けた差別の現実と、たくましく生きてきた姿を通し、人間としての尊厳を考え、差別をなくそうとする態度を身につける。

(2) 指導計画

	学 習 内 容	時	資 料	視 点
ハンセン病患者等の人権回復への道のりについて	1 ハンセン病に関する歴史を通して患者等の姿を見つめる。 ・菊池恵楓園などでの厳しい療養所生活に触れ、その中でたくましく生き、人権回復に向けて取り組んできた入所者の思いや姿をとらえる。	1	関連資料 ③④	(1)ーウ (2)ーイ (3)ーア (3)ーイ
	2 ハンセン病問題の学習から得られる教訓をどのように生かすかを考える。 ・ハンセン病患者やその家族を苦しめてきた人々の意識や社会構造を検証することにより、身近にある差別を見抜き、なくす態度を身につける。			(2)ーア (3)ーウ

● 関係する視点

(1) 医学から見るハンセン病

ウ 外見の変形や病気への無知から社会の中に差別や偏見が生まれ、感染症として強制隔離されたことにより、さらに差別や偏見が助長されたことを知る。

(2) 歴史から学ぶハンセン病

ア ハンセン病に関する歴史を正しく理解する。

イ 菊池恵楓園、待労院、回春病院などの療養所での厳しい生活の中で、たくましく生きてきた患者の姿をとらえる。

(3) ハンセン病患者等の人権回復

ア ハンセン病患者等の思いをたどり、差別や偏見からの痛みや苦しみに共感する。

イ ハンセン病患者等の人権回復や社会復帰を目指した「道のり」を理解し、社会の構成員のひとりとして、自分に何ができるか考え行動しようとする。

ウ すべての人が共に社会の構成員として互いを尊重し合い共生できる社会を築いていこうとする態度を身につける。

(3) 指導例

題 材	ハンセン病患者等の人権回復への道のりについて
-----	------------------------

《指導に当たって》

療養所内での厳しさの中、たくましく生きてきた入所者の姿とともにハンセン病問題に関する問題点を明確にしなが、ハンセン病患者が奪われた人間としての尊厳を考え、人権尊重の社会を目指す感性を育てる。

《学習指導例》

目 標	ハンセン病患者の療養所生活やこれまでの問題点を明確にすることにより、すべての人の持つ人権と人間の尊厳について考えることができる。
-----	--

	学 習 活 動	教 師 の 支 援	備 考
気づき	1 入所者の方の菊池恵楓園などの療養所生活に触れる。 「もういいかい 骨になってもまあだだよ」等の作品紹介から入所者の思いを推しはかる。	○ それぞれの時代において人権侵害等の問題点があったことを知らせる。 ・療養所内での生活から、人権を奪われた厳しい様子を伝える。	関連資料 ③ 参考資料 P4, 5
	たくましく生きてきたハンセン病患者の姿に学ぶ。		
考え	2 厳しい生活環境の中でも、たくましく生きてきた患者の姿を学習する。 ・自治組織の取組 ・スポーツ大会や演劇等の開催 ・文芸活動 ・生活改善運動	○ 厳しい生活環境の中でも、自治組織での取組や、文芸等の諸活動を通して、豊さをもとめ生きていく、入所者の姿をとらえさせる。 ・実際に即した問題点を明確にし学ばせる。	関連資料 ③ 参考資料 P27～34 P14
行動化	3 学習したことから目指すべき人間の尊厳について考え、社会と私たち一人一人が果たすべき役割について発表する。	○ 共生社会に必要なことは、病気や障害の有無に限らず、すべての人が社会の構成員という自覚を持つことが必要であることに気づかせる。	関連資料 ④ 参考資料 P21～26

● 授業のポイント

入所者の方々の思いに共感する態度を大切に、社会の構成員として、共に生きていくことの大切さに気付かせる。

3 高等学校第3学年

(1) 指導目標

題 材	学 習 の ね ら い
人権共存社会の実現に向けて	ハンセン病問題の学習をもとに、相互理解と人権尊重の精神を学び、人権共存社会を築いていこうとする態度を身につけ、すべての生命を尊重する共生社会への意識を持つことができる。

(2) 指導計画

	学 習 内 容	時	資 料	視 点
人権共存社会の実現に向けて	1 これまでの生き方を見つめる。 ・自分自身や周囲の人々のこれまでの生き方と、ハンセン病学習で気づいたことを見つめ直し、自らを振り返る。 2 人権共存社会の実現を目指す。 ・今後、自分に必要なことやできることを考え、行動計画を立てる。 ・人間、動物、自然が、かけがえのないものであるという認識を持ち、すべての生命の共生を考える。	1	関連資料 ④	(1)ーウ (3)ーア (3)ーイ (3)ーウ

● 関係する視点

(1) 医学から見るハンセン病

ウ 外見の変形や病気への無知から社会の中に差別や偏見が生まれ、感染症として強制隔離されたことにより、さらに差別や偏見が助長されたことを知る。

(3) ハンセン病患者等の人権回復

ア ハンセン病患者等の思いをたどり、差別や偏見からの痛みや苦しみに共感する。

イ ハンセン病患者等の人権回復や社会復帰を目指した「道のり」を理解し、社会の構成員のひとりとして、自分に何ができるか考え、行動しようとする。

ウ すべての人が共に社会の構成員として互いを尊重し合い共生できる社会を築いていこうとする態度を身につける。

(3) 指導例

題 材	人権共存社会の実現に向けて
-----	---------------

《指導に当たって》

第1学年・第2学年のハンセン病に関する学習を踏まえて、これからの社会に視点を移し、人権共存社会の実現に向けた相互理解と人権尊重の態度を身につけさせる。

《学習指導例》

目 標	ハンセン病問題を、深く正しく理解するとともに、相互理解と人権尊重の精神を学び、すべての人々がともに生きる社会を築いていこうとする態度を身につける。
-----	---

	学 習 活 動	教 師 の 支 援	備 考
気づき	1 これまでのハンセン病学習を振り返る。 ・ハンセン病という病気について ・差別や偏見の歴史とその構造 ・入所者の方の生きぬく姿や社会復帰への道のり	○ 1、2年次のハンセン病の学習について、具体的な事柄（療養所での生活や差別事件、人権回復運動など）をあげながら振り返らせる。	関連資料 ④
	共に生きる社会の実現のために、私たちができることを考えよう。		
考え	2 ハンセン病学習で学んだことと自分自身や周囲の人々のこれまでの生き方との重なりを見つめ、グループ毎に話し合う。	○ ハンセン病を学習して気づいたことや感じたことを、自分自身のこれまでの生活を振り返りながら重ね合わせる。(自分自身の差別性や思いこみを持った経験、課題を解決しようと努力した姿など)	グループ学習 K J法
	3 グループ毎に、人権共存社会の創造に向けて、自分がどうあるべきかを考え、グループングしてまとめる。(K J法) グループ毎に話し合ったことを発表する。	視点・入所者の方の立場として ・親として ・社会人(大人)として ・行政側(まちづくり)として 生徒の意見はハンセン病問題に留まらずさまざまな人権問題へと広げていきたい。	
行動化	4 人権共存社会実現のためにすべきことをまとめる。	○ それぞれの意見が実践へとつながるように考えさせる。	

● 授業のポイント

ハンセン病問題学習をもとに、自分自身の問い直しをすることから人権共存社会が始まることに気づかせる。